

**東北町障害者基本計画
第6期障害福祉計画及び
第2期障害児福祉計画
(素案)**

令和3年1月

東 北 町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景	3
2 障害者制度の動向	4
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 計画策定の体制	7

第2章 障害者を取り巻く状況

1 人口の状況	11
2 各種障害者手帳の所持状況	12
3 身体障害者の状況	13
4 知的障害者の状況	16
5 精神障害者の状況	18
6 障害支援区分の認定者数の推移	20

第3章 基本理念と方針

1 基本理念	23
2 基本方針	23
3 施策の体系	25

第4章 障害者基本計画

基本方針1 とともにささえ合う共生の町づくり	29
基本方針2 地域生活を支える体制づくり	34
基本方針3 安心して健やかに暮らすための保健・医療の充実	40
基本方針4 障害教育と社会参加の推進	43
基本方針5 暮らしやすい生活環境づくり	47

第5章 障害福祉計画及び障害児福祉計画

1 第6期障害福祉計画及び障害児福祉計画の成果目標	53
2 障害福祉サービス等の推進	56
3 障がい児支援の推進	66
4 地域生活支援事業の推進	71

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	77
2 人材の確保・質の向上	77
3 計画の評価・管理	78

第1章 計画の基本的な考え方

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

東北町では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成 27 年 3 月に「障害者基本計画」を策定し、住民の誰もが障害の有無にかかわらずその能力を最大限発揮しながら、安全で安心して生活できるまちづくりを行うとともに、障害のある全ての人の自立と社会参加の実現を目指して、障害者施策を推進してきました。

また、障害のある人が安心して暮らせるまちづくりを目指すうえでの基盤となる、障害福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、平成 30 年 3 月に「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んできました。

国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）や「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）などを新たに制定し、また、「発達障害者支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）などを改正するなど、法令面の整備により障害者施策を充実させてきました。

障害者総合支援法では、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、障害者の重度化・高齢化及び介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、増加が続いている医療的ケア児や発達障害児への支援の充実、難病患者など様々な障害者への対応の強化が求められています。

このような国の障害者施策の動向や、東北町の障害者の現状と課題を踏まえ、福祉の分野に限らず、保健、医療、教育、労働、防災など多くの分野が関わりながら、障害者の福祉の向上に向けた施策を総合的に進めるため、国や県の計画を踏まえて新たな「東北町障害者基本計画」を策定するとともに、「第5期東北町障害福祉計画及び第 1 期東北町障害児福祉計画」で定めた目標値やサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障害者等のニーズや地域資源などの現状に即した取り組みや課題を整理・検証し、国の基本指針や近年行われた障害者制度改革を踏まえた「第6期東北町障害福祉計画及び第2期東北町障害児福祉計画」を一体的に策定するものとします。

2 障害者制度の動向

国は、平成 28 年 6 月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。子ども・高齢者・障害者など、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協同して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の仕組みを構築することを目指しています。

これを受けて、厚生労働省は、平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域共生社会を実現するために、具体策の検討に着手しています。

また、平成 29 年 6 月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、介護保険法・医療法・社会福祉法・障害者総合支援法・児童福祉法などが見直されました。地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としています。

(1) 近年の法制度の動き

■障害者虐待防止法の施行(平成23年6月制定、平成24年10月施行)

国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課するとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課された。また、市町村の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」が設置された。

■障害者差別解消法の施行(平成25年6月制定、平成28年4月施行)

障害を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を提供する義務が定められた。

■障害者の雇用の促進に関する法律(略称「障害者雇用促進法」)の改正

① 平成25年6月公布、平成28年4月(一部平成30年4月)施行

雇用分野における障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が求められるとともに、平成30年度から、障害者法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが規定された。

② 令和元年6月公布、令和2年4月施行

障害者の雇用を一層促進するため、障害者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定された。

■成年後見制度利用促進法の施行(平成28年4月制定、同年5月施行)

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人となる人材の確保、関係機関等による体制の充実強化などが規定された。

■発達障害者支援法の改正(平成28年6月制定、施行)

発達障害者の支援の一層の充実を図るため、切れ目のない支援や相談体制の整備（保健、医療、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の連携の必要性）などが規定された。

■障害者総合支援法の改正(平成28年6月制定、平成30年4月施行)

障害者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

■児童福祉法の改正(平成28年6月制定、平成30年4月(一部平成28年6月)施行)

障害児支援のニーズの多様化（重度の障害児・医療的ケア児など）にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(略称「障害者文化芸術推進法」)の施行 (平成30年6月制定、施行)

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(略称「バリアフリー法」)の改正 (平成30年5月制定、同年11月(一部平成31年4月)施行)

高齢者、障害者、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー化の取組みの実施にあたり、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に留意すべき旨を明記した。

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(略称「読書バリアフリー法」)の施行 (令和元年6月制定、施行)

視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指す。

3 計画の位置づけ

(1)障害者基本計画

障害者基本計画とは、「障害者基本法」第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、東北町における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現に向けた施策の展開を図ること目的としています。

障害者基本法 第 11 条 第 3 項

市町村は、障害者基本計画※及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

※ 国が定めた障害者基本法を指します。

(2)障害福祉計画

障害福祉計画とは、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、東北町における障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障害者基本計画が障害のある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

障害者総合支援法 第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3)障害児福祉計画

障害児福祉計画とは、「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

市町村障害児福祉計画は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるとされています。

児童福祉法 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(4)他計画との関係

本計画は、町の最上位計画である「第7次東北町総合計画」ほか関連する諸計画との整合性を図っています。

4 計画の期間

次期障害者基本計画に関しては、令和3年度から令和8年度までの6年計画とし、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に関しては、3年を1期として定める障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画であることから、令和3年度から令和5年度までの3年を計画期間と定めます。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者基本計画			次期障害者基本計画					
第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		

5 計画策定の体制

(1) 行政内部における検討

東北町福祉課が主体となり、計画の素案を作成しました。なお、福祉政策を総合的・効果的に推進するため、県及び近隣市町村の動向を把握しながら、施策の検討を行いました。

(2) 東北町地域自立支援協議会の開催

当事者、家族団体、保健・福祉関係者等の参画による「東北町地域自立支援協議会」を開催し、計画内容の審議を行いました。

(3) 福祉に関するアンケート調査の実施

本計画を策定するために、住民の皆さまの日常生活の状況や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的に、東北町在住の「身体障害者手帳」「愛護手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の所持者を対象にアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料として活用しています。

第2章 障害者を取り巻く状況

第2章 障害者を取り巻く状況

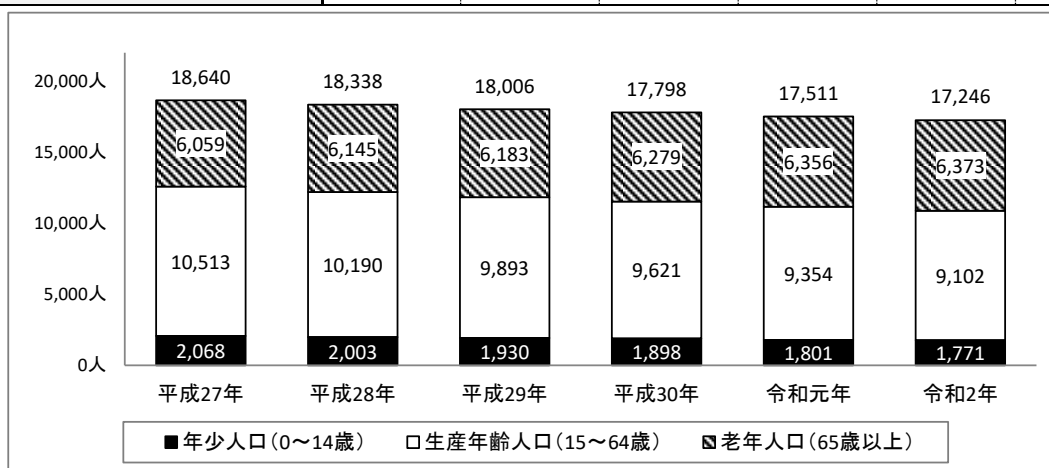
1 人口の状況

東北町の総人口は、平成27年の18,640人から令和2年の17,246人と減少傾向にあります。年齢3区分別人口でみると、0～14歳、15～64歳は減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移しています。

年齢3区分別人口の推移

単位：人

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
年少人口(0～14歳)	2,068	2,003	1,930	1,898	1,801	1,771
生産年齢人口(15～64歳)	10,513	10,190	9,893	9,621	9,354	9,102
老年人口(65歳以上)	6,059	6,145	6,183	6,279	6,356	6,373
総人口	18,640	18,338	18,006	17,798	17,511	17,246



平成27年～令和元年：10月1日現在、令和2年：8月31日現在

2 各種障害者手帳の所持状況

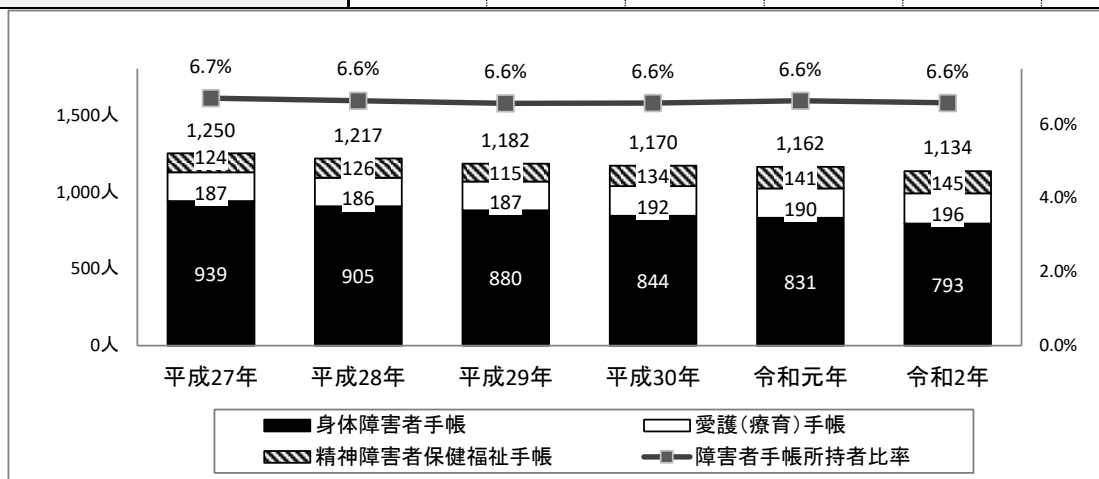
障害者手帳所持者は、平成 27 年の 1,250 人から令和 2 年の 1,134 人まで減少傾向で推移しています。

また、総人口に対する障害者手帳所持者の比率は、平成 28 年以降横ばいで推移しています。

各種障害者手帳の所持状況の推移

単位：人

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
身体障害者手帳	939	905	880	844	831	793
愛護(療育)手帳	187	186	187	192	190	196
精神障害者保健福祉手帳	124	126	115	134	141	145
障害者手帳所持者数	1,250	1,217	1,182	1,170	1,162	1,134
障害者手帳所持者比率	6.7%	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%



平成 27 年～令和元年：10 月 1 日現在、令和 2 年：9 月 1 日現在

3 身体障害者の状況

(1) 年代別身体障害者手帳の所持者数

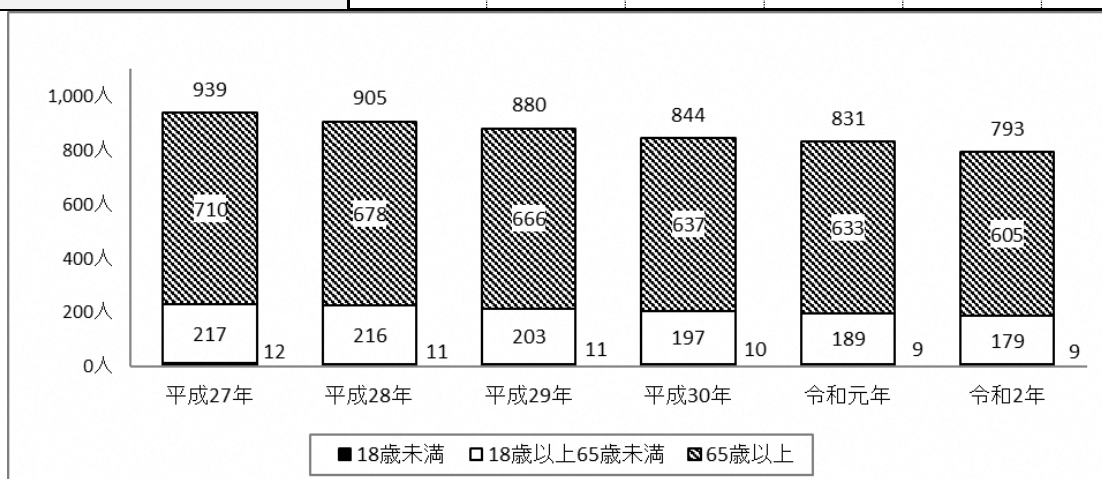
身体障害者手帳所持者は、平成 27 年の 939 人から令和 2 年の 793 人まで減少傾向で推移しています。

年代別の所持者数をみると、すべての年代において減少傾向で推移しています。

年代別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
18 歳未満	12	11	11	10	9	9
18 歳以上 65 歳未満	217	216	203	197	189	179
65 歳以上	710	678	666	637	633	605
合 計	939	905	880	844	831	793



平成 27 年～令和元年：10 月 1 日現在、令和 2 年：9 月 1 日現在

(2)等級別身体障害者手帳の所持者数

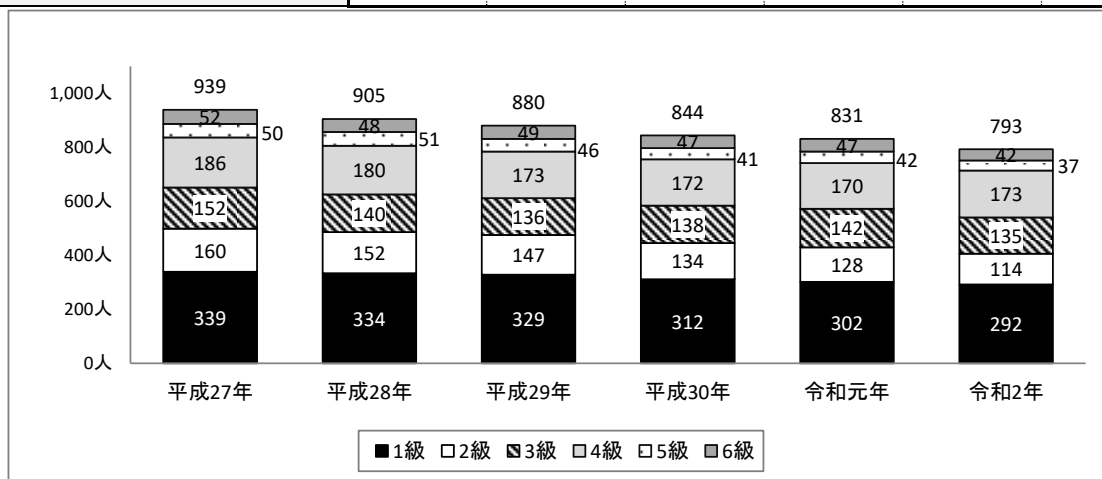
等級別身体障害者手帳所持者数をみると、令和2年では「1級」が292人で最も多く、次いで「4級」の173人となっています。

(等級は、重い順に1級から6級までとなっています。)

等級別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
1 級	339	334	329	312	302	292
2 級	160	152	147	134	128	114
3 級	152	140	136	138	142	135
4 級	186	180	173	172	170	173
5 級	50	51	46	41	42	37
6 級	52	48	49	47	47	42
合 計	939	905	880	844	831	793



平成 27 年～令和元年：10 月 1 日現在、令和 2 年：9 月 1 日現在

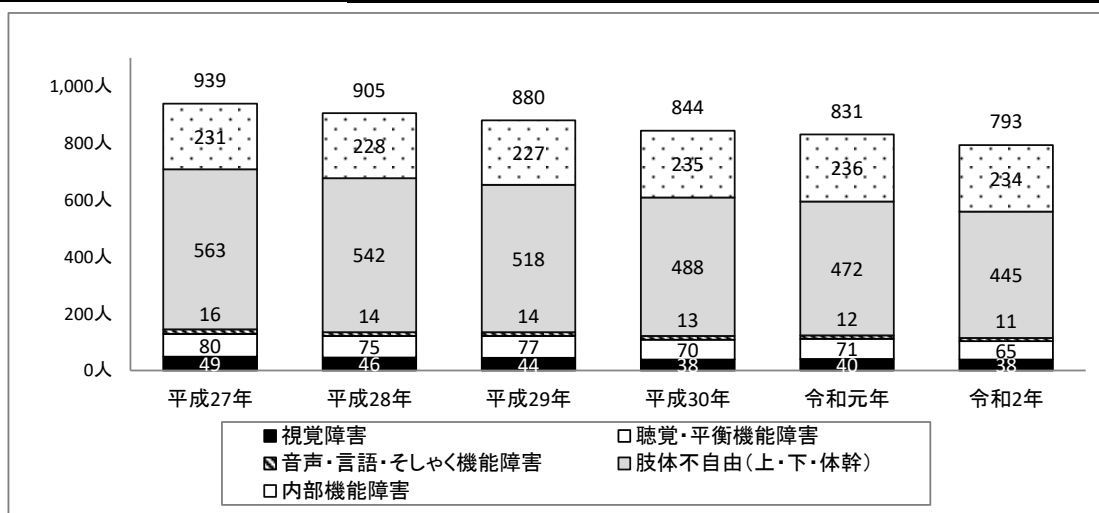
(3)障害種類別身体障害者手帳の所持者数

障害種類別身体障害者手帳所持者数をみると、令和2年では「肢体不自由(上・下・体幹)」が 445人で最も多く、次いで「内部機能障害」の 234 人となっています。

障害種類別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位:人

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
視覚障害	49	46	44	38	40	38
聴覚障害・平衡機能障害	80	75	77	70	71	65
音声・言語・そしゃく機能障害	16	14	14	13	12	11
肢体不自由(上・下・体幹)	563	542	518	488	472	445
内部機能障害	231	228	227	235	236	234
合 計	939	905	880	844	831	793



平成 27 年～令和元年:10 月 1 日現在、令和 2 年:9 月 1 日現在

4 知的障害者の状況

(1) 年代別愛護(療育)手帳の所持者数

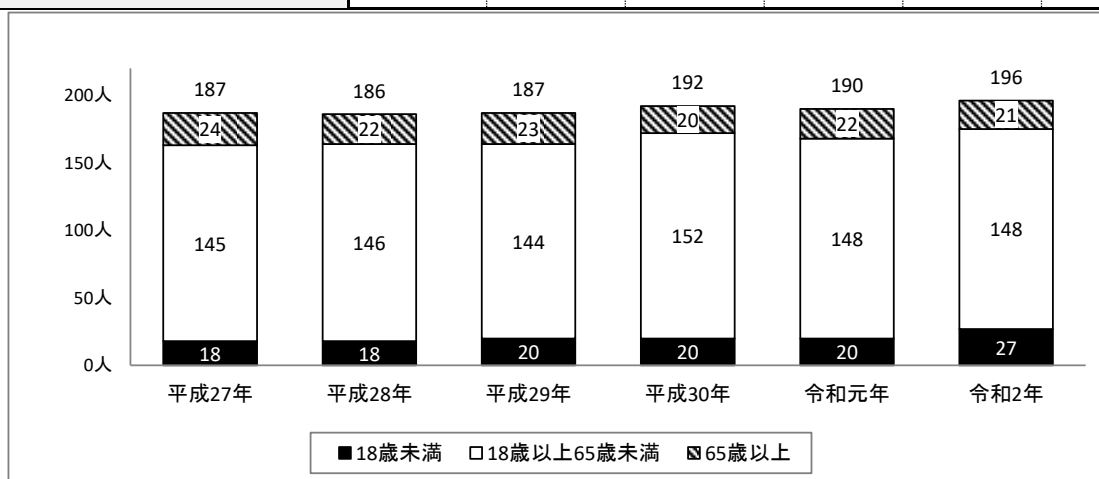
愛護(療育)手帳の所持者は、平成 27 年の 187 人から令和 2 年の 196 人まで増加傾向で推移しています。

年代別の所持者数をみると、「18 歳未満」が増加傾向、「18 歳以上 65 歳未満」も増減しながらやや増加傾向で推移しています。

年代別愛護(療育)手帳の所持者数の推移

単位: 人

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
18 歳未満	18	18	20	20	20	27
18 歳以上 65 歳未満	145	146	144	152	148	148
65 歳以上	24	22	23	20	22	21
合 計	187	186	187	192	190	196



平成 27 年～令和元年: 10 月 1 日現在、令和 2 年: 9 月 1 日現在

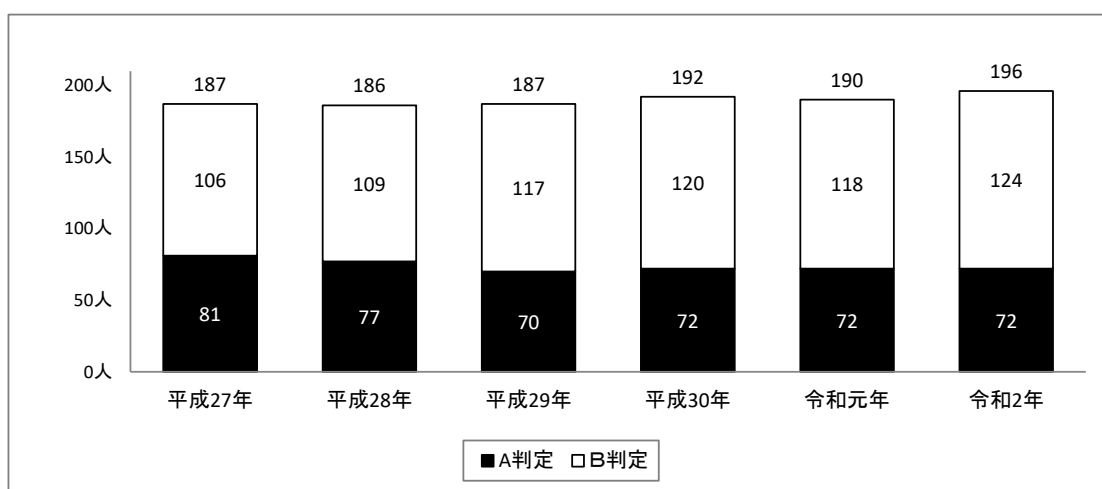
(2)障害程度別愛護(療育)手帳の所持者数

障害程度別愛護(療育)手帳の所持者数をみると「A 判定」は減少、「B判定」は増加傾向で推移しており、令和2年では「A 判定」が 72 人、「B判定」が 124 人となっています。

障害程度別愛護(療育)手帳の所持者数の推移

単位: 人

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
A 判定	81	77	70	72	72	72
B判定	106	109	117	120	118	124
合 計	187	186	187	192	190	196



平成 27 年～令和元年:10 月 1 日現在、令和 2 年:9 月 1 日現在

5 精神障害者の状況

(1) 年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 27 年の 124 人から令和 2 年の 145 人まで年ごとの増減はあるものの増加傾向で推移しています。

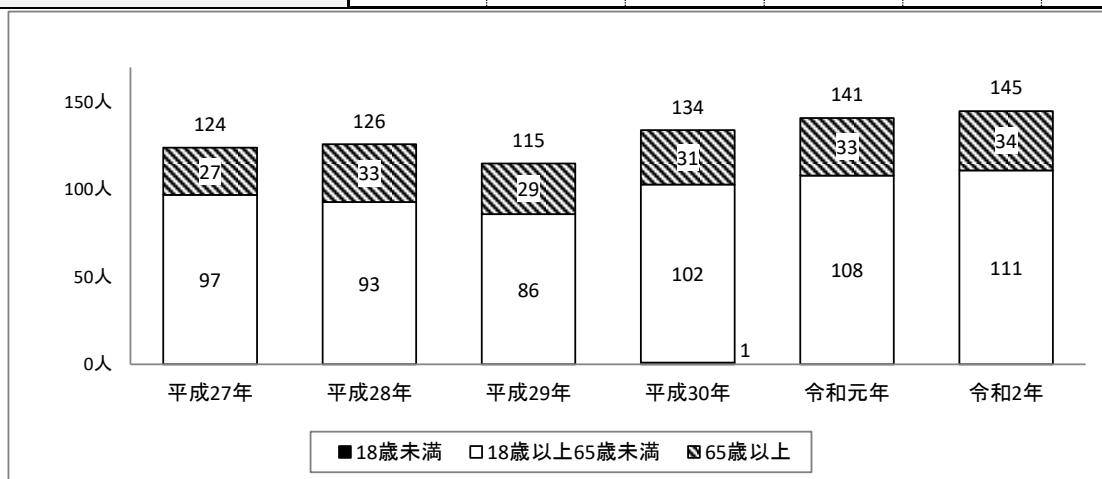
年代別の所持者では、「18 歳未満」の手帳所持者は平成 30 年の 1 人のみで、「18 歳以上 65 歳未満」、「65 歳以上」とともに平成 30 年以降増加傾向で推移しています。

(等級は、重い順に「1 級」「2 級」「3 級」の順となっています。)

年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
18 歳未満	0	0	0	1	0	0
18 歳以上 65 歳未満	97	93	86	102	108	111
65 歳以上	27	33	29	31	33	34
合 計	124	126	115	134	141	145



平成 27 年～令和元年：10 月 1 日現在、令和 2 年：9 月 1 日現在

(2)等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

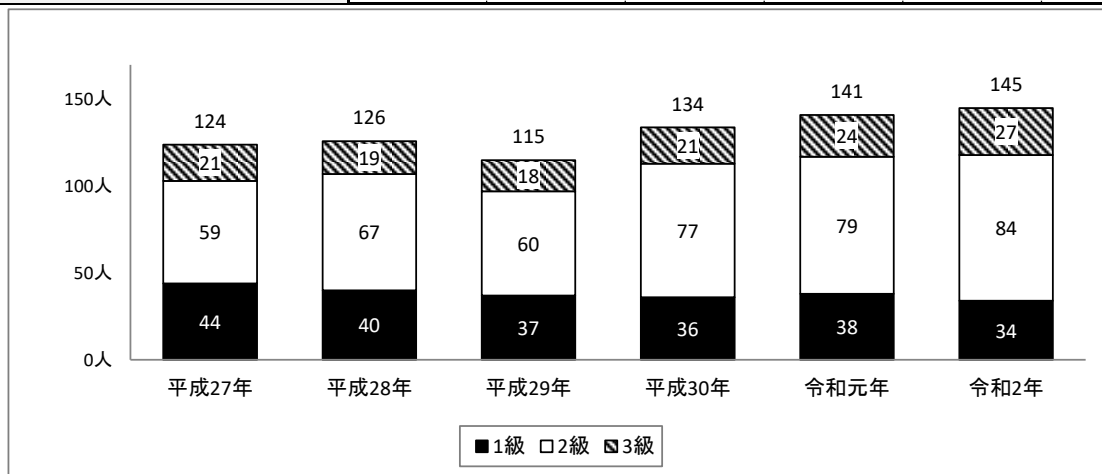
等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移では、「2 級」、「3 級」において平成 30 年以降増加傾向で推移しています。

(等級は、重い順に「1 級」「2 級」「3 級」の順となっています。)

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
1 級	44	40	37	36	38	34
2 級	59	67	60	77	79	84
3 級	21	19	18	21	24	27
合 計	124	126	115	134	141	145



平成 27 年～令和元年：10 月 1 日現在、令和 2 年：9 月 1 日現在

6 障害支援区分の認定者数の推移

障害支援区分の認定者数は、平成30年以降115人程度と概ね横ばいで推移しています。

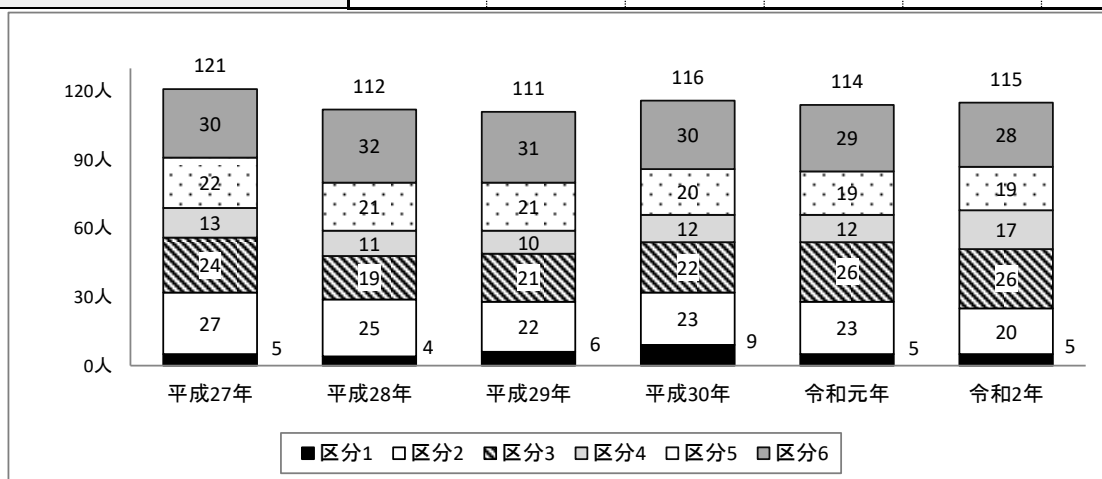
区分別の認定者数をみると、令和2年では「区分6」が28人で最も多く、次いで「区分3」の26人となっています。

（区分は、必要とする支援の度合いが高い順に6から1までとなっています。）

障害支援区分の認定者数の推移

単位：人

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
区分1	5	4	6	9	5	5
区分2	27	25	22	23	23	20
区分3	24	19	21	22	26	26
区分4	13	11	10	12	12	17
区分5	22	21	21	20	19	19
区分6	30	32	31	30	29	28
合 計	121	112	111	116	114	115



各年3月31日現在

第3章 基本理念と方針

第3章 基本理念と方針

1 基本理念

障害者施策に関する制度上の見直しが進み、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しつつある中、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、できる限り住み慣れた地域で自立して暮らすことのできる場と環境の整備が求められています。

「障害者基本法」に基づき、国においては「第4次障害者基本計画」で、「共生社会の実現」を目指しています。

本町では、「人にやさしい健康福祉のまち」の基本理念のもと、「障害者基本計画」に即した障害者施策の推進を図ってきました。

基本理念とは、本計画を推進するうえで基軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることが重要であることから、本計画においても「障害者基本計画」で定めた基本理念を継承し、「人にやさしい健康福祉のまち」の実現を目指して、施策の推進を図ります。

■基本理念

人にやさしい健康福祉のまち

2 基本方針

本計画では、「人にやさしい健康福祉のまち」という基本理念の実現を図るため、次の5つの基本方針に基づいて、障害者施策を推進します。

基本方針1

ともに支えあう共生の町づくり

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、ともにささえ合う共生社会を実現できるよう、障がい者に関する理解を促進し、町民と障がいのある人との心の壁を無くするための交流や広報活動を充実します。

また、学校教育や社会教育における福祉教育の充実、町民が積極的に参加できるボランティア活動や、障がいのある人と町民のふれあいの機会の創出に努めるとともに、地域でささえ合う活動を支援します。

基本方針 2

地域生活を支える体制づくり

障がいのある人が地域で自立した生活を営めるように、利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応する生活の自立支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努めます。さらに、これらの施策をささえる福祉マンパワーの充実と確保・育成、関係機関との連携・強化に努めます。

基本方針 3

安心して健やかに暮らすための保健・医療の充実

町民が心身ともに健やかに暮らすために、障害の要因となる生活習慣や疾病等に対し、発症予防、早期発見、適切な治療のための保健・医療サービスの充実を図ります。また、障害を軽減し、自立を促進するための医療、医学的リハビリテーションの促進を図るとともに、精神保健福祉施策の充実に努めます。

基本方針 4

障害教育と社会参加の促進

障害の多様化に対応した障害教育の充実や、子どもや高齢者に対して乳幼児期から前期高齢者までの一貫した障害教育、育成支援を一人ひとりのニーズに応じて推進します。また、働くことにより生活をささえ、社会参加や自己実現をめざすための自立と生きがいを得るため、障害の特性に応じた就労支援の促進を図ります。

基本方針 5

暮らしやすい生活環境づくり

誰もが快適で暮らしやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備に努めます。このため、障がいのある人も含めすべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進します。また、障がいのある人に配慮した地域ぐるみの防災、防犯対策を推進します。

3 施策の体系

基本理念	基本方針	基本目標
人にやさしい健康福祉のまち	基本方針1 ともに支えあう共生の町づくり	(1) 啓発・広報活動の推進
		(2) 障害を理由とする差別の解消の推進
		(3) 学校・地域における福祉教育等の推進
		(4) 交流・ふれあいの場の充実
		(5) ボランティア活動の推進
		(6) とともにささえ合う基盤づくり
	基本方針2 地域生活を支える体制づくり	(1) 相談支援・情報提供体制の整備
		(2) 障害福祉サービス等の充実
		(3) 権利擁護の推進
		(4) 経済的支援の充実
	基本方針3 安心して健やかに暮らすための保健・医療の充実	(1) 障害の早期発見と予防
		(2) 医療・リハビリテーション
		(3) 精神保健福祉施策の充実
	基本方針4 障害教育と社会参加の促進	(1) 療育体制・就学指導体制の充実
		(2) 生涯学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動
		(3) 就労の場の確保
		(4) 障がい者の就労環境の改善と定着支援
	基本方針5 暮らしやすい生活環境づくり	(1) 公共施設等のバリアフリー化の推進
		(2) 移動・交通手段の充実
		(3) 防災・防犯対策の推進

第4章 障害者基本計画

第4章 障害者基本計画

基本方針1 とともにささえ合う共生の町づくり

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、ともにささえ合う共生社会を実現できるよう、障害及び障がい者に関する知識と理解を促進し、町民と障がいのある人との心の壁を無くするための啓発活動を充実します。

また、学校教育や社会教育における障害福祉教育の啓蒙、町民が積極的に参加できるボランティア活動や、障がいのある人と町民のふれあいの機会の創出に努めます。

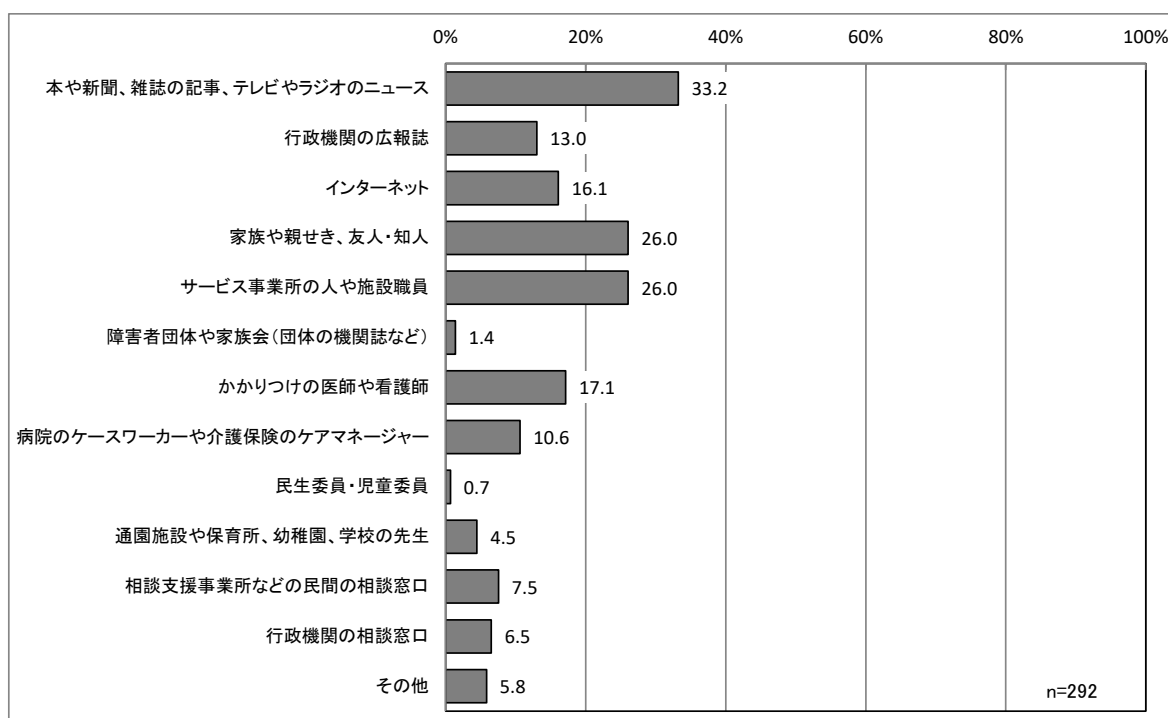
(1) 啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、共に生きていく社会にしていくためには、すべての人が障害についての正しい知識と理解を深めていく必要があります。

アンケート調査において、『あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか』と尋ねたところ、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が最も多く33.2%、「行政機関の広報誌」は13.0%と6番目となっています。今後、すべての町民に障害や福祉サービスを周知できるよう、定期的な広報が必要だと思われます。

【障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか】



【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①町障害福祉計画の周知	本計画を地域の障害福祉施設をはじめ、関係機関に配布するとともに、町ホームページへ掲載し、障がい者や町民に周知します。
②障がい者に対する理解の促進	町の広報誌、ホームページやパンフレット等を利用した啓発・広報活動を定期的に行うとともに、町民参加のイベント等を開催し、すべての町民が障がい者に対して適切な援助ができるよう、障がい者に対する理解促進に向けて情報提供を行います。
③多様な広報手段の活用	町の広報誌、ホームページをはじめとして、多様な方法により情報提供の充実を図ります。特に、障害に応じた「音声コード」等の適切な広報手段の検討を進めます。また、毎年12月に実施される「障がい者週間」を通じた啓発活動も行います。

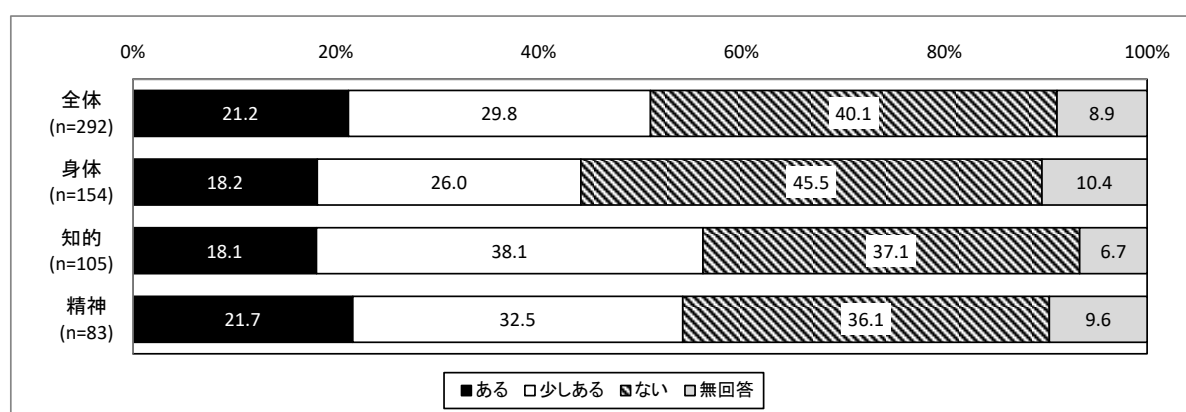
(2)障害を理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

アンケート調査において、『障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか』と尋ねたところ、全体では「ある」と「少しある」の合計は 51.0%と約5割にのびります。

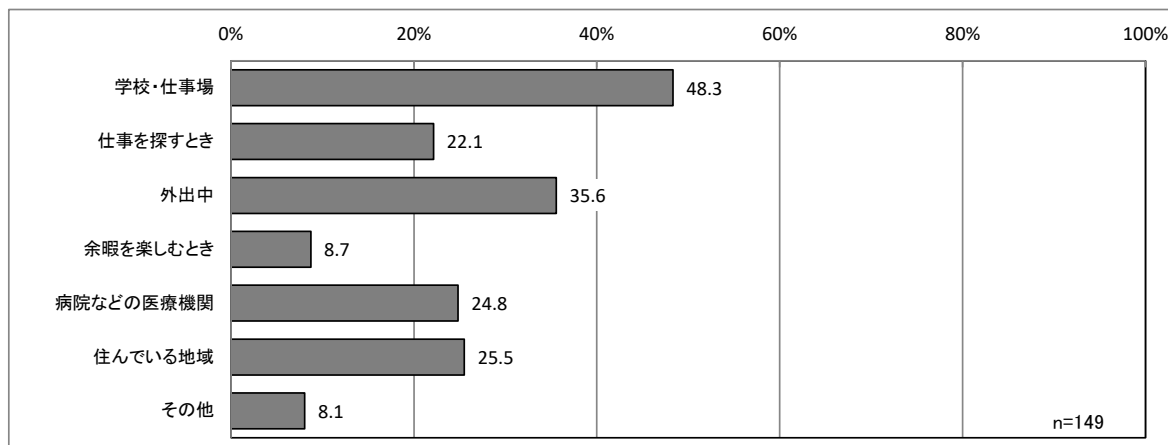
障害種別ごとに『障害があることで差別や嫌な思いをする(した)割合』をみると身体障害者では 44.2%、知的障害者では 56.2%、精神障害者では 54.2%となり、知的障害者がもっとも高くなっています。

【障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか】



また、具体的に『どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか』と尋ねたところ、「学校・仕事場」、「外出中」、「住んでいる地域」、「病院などの医療機関」が多く挙げられており、障がい者はごく身近な生活の場所での差別や偏見を感じている状況にあります。

【どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか】



障害の有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 28 年4月に施行された障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別を解消するための施策及び合理的配慮の推進が必要です。

【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①差別の解消の推進	国や県と連携し、障がい者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、障害を理由とする差別の解消を推進します。
②町職員に対する理解の促進	行政手続きや選挙などにおける障がい者への配慮に関する対応要領に基づき、職員に対する周知と職員対応の向上を推進します。

(3)学校・地域における福祉教育等の推進

【現状と課題】

差別や偏見など一人ひとりの「心の壁」を取り除くためには、福祉教育を推進する必要があります。特に、児童においては、正しい知識を有しないまま、相手を傷つけたり、時にはいじめに発展することもあると考えられます。

町では、学校・家庭・地域など身近な場所で、幅広い年代の町民が障害者福祉について学べる場の充実に努めます。

【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①学校における福祉教育の充実	障害の有無に関わらず、お互いを地域社会の一員として共生社会を実現する為には、幼少期からの福祉教育が必要であります。そのため、担当課と連携し、各学校における、児童、生徒に対する福祉教育の充実を図ります。
②障がい者福祉について学べる場	「心の壁」を取り除くためには、まず障害を理解してもらうことが重要であると考え、町内の施設利用者との交流の場を検討するとともに、交流活動の支援を推進します。

(4)交流・ふれあいの場の充実

【現状と課題】

障がいのある人と地域住民が交流する機会は、現在のところあまり多くありません。また、町民の障がい者に対する理解はまだ十分と言えない状況にあります。今後、住民が障がい者への理解を深め、障がいのある人が暮らしやすい地域づくりが必要だと思われます。そのために、障がいのある人と地域住民との交流を活発にし、ともに暮らしていくことができるよう、障がい者団体や町内障害福祉サービス事業所との交流の機会や日常のふれあいの場の充実に努めます。

【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①町開催イベントの活用	町で開催する「生き生き産業文化まつり」等のイベントを活用するとともに、障がい者団体や障害福祉サービス事業所等と協力し、町民との交流の機会の提供を推進します。

(5)ボランティア活動の推進

【現状と課題】

障がい者を対象としたボランティア活動の推進は、日常生活上のサポートや災害時の支援、障がい者とボランティアとの交流による精神的な安定をもたらすものとして極めて重要です。しかしながら町内におけるボランティア活動は多いとは言えない状況にあります。また、今後の課題として、町民が各種ボランティアに参加できるようボランティア活動の広報の推進に努めます。

【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①ボランティアに対する広報活動の推進	町の広報誌及びホームページ等を利用して、ボランティア活動に対する理解を深めるとともに、参加希望者への問い合わせ先の周知など、広報活動の充実を図ります。
②ボランティア活動・団体への活動支援	個人・団体は問わずボランティア活動に対する支援やボランティア団体、福祉関係団体及び個人間のネットワークづくりなどの支援を図ります。

(6)ともに支えあう基盤づくり

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、地域住民の理解や身近な方々の見守り等の支援が必要です。町では、東北町地域自立支援協議会を設置し、各関係機関(相談支援事業所、障がい者団体、社会福祉協議会、民生・児童委員、教育委員会、養護学校、福祉事務所)に参加していただき、運営しております。今後は、同協議会を活用して、より一層ネットワークを強化するとともに、地域における障がいのある人の見守り・支え合い福祉を推進します。

【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①ネットワークの形成	東北町地域自立支援協議会を中心に、民生・児童委員をはじめ、地域住民やボランティアなどとネットワークの形成及び強化を図ります。

基本方針２ 地域生活を支える体制づくり

障がいのある人が地域で自立した生活を営めるように、利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努めます。さらに、これらの施策をささえる福祉マンパワーの確保・育成、関係機関との連携・強化に努めます。

(1)相談支援・情報提供体制の整備

【現状と課題】

障がい者の持つ悩みや問題は、障害部位や程度、生活環境、経済面、年齢等さまざまな要因により異なります。地域で安心した生活を送るためには、個々に抱える問題などを身近で相談でき、適切な助言が受けられる相談体制の整備が必要です。

町では、福祉課、地域包括支援センター、保健センターにおいて相談業務を行っており、また、地域生活支援事業の相談支援事業を町内2箇所、町外1箇所に委託し、相談支援体制の充実に努めています。

今後は、障がい者やその家族が抱えるさまざまな問題の解決に向け、各関係機関がより一層連携を強化しながら、総合的な相談体制の整備が重要です。

【具体的な取組】

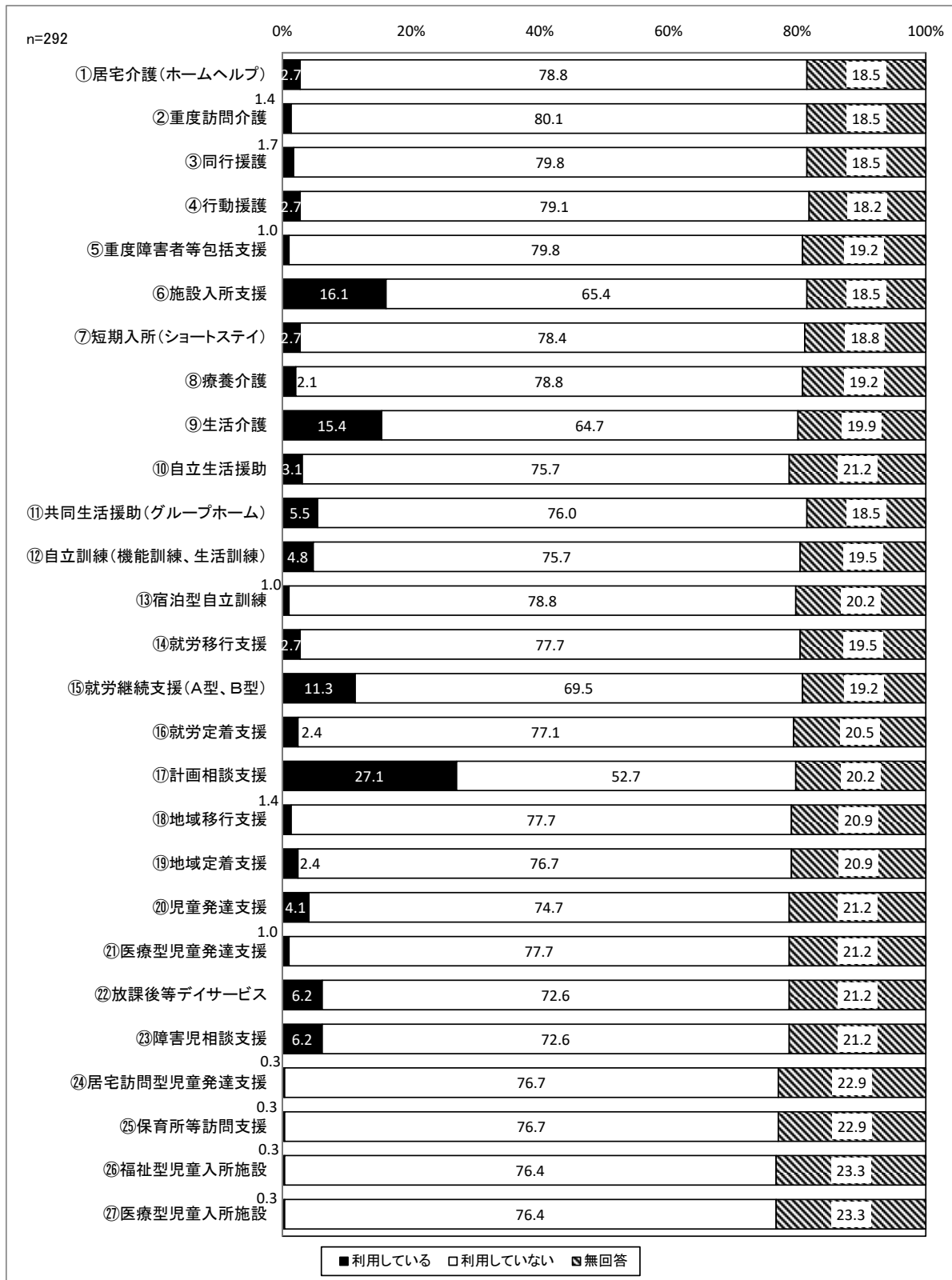
施策項目	取組内容
①相談支援体制の整備	障がい者個々の状況に応じた、柔軟で適切な助言ができるよう、窓口対応職員・相談支援専門員の資質向上を図るとともに、身近な地域での相談役、民生・児童委員に情報提供を行います。 また、障がい者が手軽に相談できるよう、相談窓口広報の充実に努めるとともに、行政機関、民生・児童委員、相談支援事業所など、より一層連携を強化し、相談支援体制の整備を図ります。

(2)障害福祉サービス等の充実

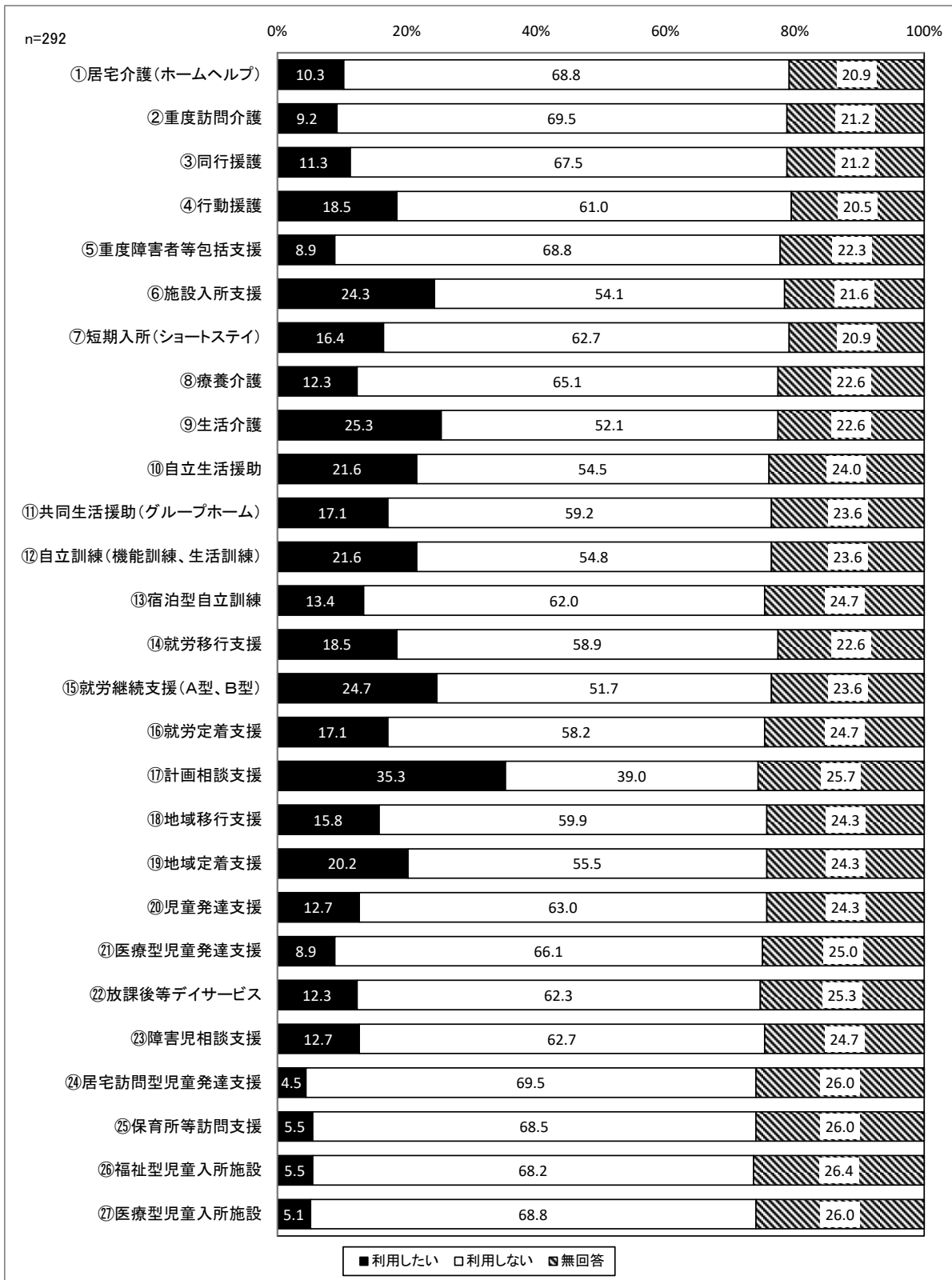
【現状と課題】

アンケート調査において、『現在利用しているサービス』と『今後利用したいサービス』を尋ねたところ、全てのサービスで今後の利用意向が上回っていることが分かります。これらの結果から、まだ利用に結びついていない人も中にはいるのではないかと推測されます。

【現在利用しているサービス】



【今後利用したいサービス】



障がい者の制度は、平成 18 年に自立支援法が施行され障害種別によって分類されていた体系を再編し、一人ひとりのニーズに応じた支援が行われるようになりました。その後、数回の改正を経て、平成 25 年度から障害者総合支援法へ改正されました。このように、障がい者の制度は目まぐるしく変化しており、障がい者への正しい情報提供が求められています。

町では、障害福祉ガイドブックを活用し、サービス内容の周知するとともに、東北町地域自立支援協議会で作成した、障がい者支援マップにより、どこにどのような事業所があり、どのようなサービスを提供しているかなどをまとめた冊子も配布しております。

障害福祉サービスを利用している人は、町内の事業所をはじめ、町外の事業所を利用している方々もいます。今後は、障害者総合支援法に基づくサービスや地域生活支援事業の各事業の充実に努めていくことが求められていることから、身近な地域で効果的・効率的なサービスの提供を行うとともに、サービスの量的・質的確保を目指します。

【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①障害福祉サービス等の周知	障害福祉サービス等については、町広報誌、障害福祉ガイドブック、パンフレット等、多様な方法により情報提供の充実に図り、サービスを必要とする人に適切に周知します。
②障害福祉サービス等の充実	できる限り身近な場所でサービスが受けられるよう、相談支援及びサービス提供のための基盤整備を進めていきます。
③地域生活支援事業の充実	障がい者が身近な地域で安心した生活が送れるよう地域生活支援事業の各事業の充実に図ります。

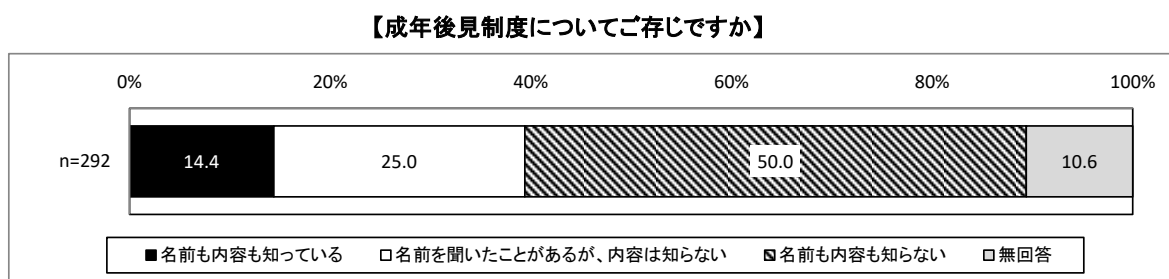
(3)権利擁護の推進

【現状と課題】

障がい者の中でも特に知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者等の判断能力が十分でない人は、経済面や日常生活を送るうえで被害を被りやすく、権利を侵されやすい傾向があります。このような人の権利を守る制度として日常生活自立支援事業が実施されています。この日常生活自立支援事業は、福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的な金銭管理を支援する制度ですが、未だ制度を知らない人が多いと考えられます。

また、介護保険制度と同時に始まった成年後見制度は、知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者等、判断能力が十分でない人にかわって後見人が財産管理等の法律上の行為を行うものです。

アンケート調査で、『成年後見制度についてご存じですか』と尋ねたところ、「名前も内容も知っている」と回答した人の割合は14.4%で、ほとんどの方が制度について知らないと推測されます。



障がい者や高齢者など、判断能力が十分でない人の権利侵害や犯罪による被害の予防・解決のため、これらの権利擁護に関する制度の周知を広め、活用しながら人権擁護の促進を図る必要があります。

【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用支援事業の活用	町民に権利擁護に関する制度を周知できるよう、町広報誌等を利用した広報活動を推進します。 また、金銭管理や法的手続等の援助が必要な方には、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業等を活用し、適切な支援が受けられるよう努めます。

(4)経済的支援の充実

【現状と課題】

障害があることによって、移動時など日常的な生活においても経済的負担が重くなる傾向にあり、社会的自立を支援するため障がい者の就労支援と同時に経済的負担の軽減も必要となっています。

障がい者が地域で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ、収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障を充実していく必要があります。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各種手当では、障がい者やその家族の生活を保障するうえで大きな役割を果たしています。このほかにも障がい者の経済的自立を支援するため、税の減税をはじめ、バス、タクシー、JR、航空運賃及び有料道路の割引が行われており、今後も充実に努めていく必要があります。

【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①年金、手当制度の周知	障がい者の所得保障のため、公的年金制度や各種手当制度の周知徹底に努めます。
②各種減免制度の周知	障がい者の社会参加や通院等に要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度、料金の割引制度について周知徹底に努めます。
③心身障害者扶養共済制度の周知	心身障害者扶養共済制度は、障がい者の保護者が加入し、保護者が死亡または、障がい者になったとき、障がい者に年金を給付する制度で、周知及び加入促進を図ります。

基本方針３ 安心して健やかに暮らすための保健・医療の充実

町民が心身ともに健やかに暮らすために、障害の要因となる生活習慣や疾病等に対し、発生予防、早期発見、適切な治療のための保健・医療サービスの充実を図ります。また、障害を軽減し、自立を促進するための医療、医学的リハビリテーションの促進を図るとともに、精神保健福祉施策の充実に努めます。

(1) 障害の早期発見と予防

【現状と課題】

障害の発生要因となる生活習慣病は、若い世代から健康な生活習慣に対する関心や理解を深め、生涯にわたって健康状態を自覚し、健康増進に取り組んでいく必要があります。

また、健康診断を受けることで、自らの健康状態を把握するとともに、病気の早期発見・早期治療につながり、結果として障害の予防となります。

精神疾患においては、初期の段階で発見し、治療することで、重症化の防止や完治も可能となります。しかし、精神障害に対する理解は十分とはいえず、早期発見・早期治療に結びついていない現状があります。今後は、心の健康に対する取り組みや相談体制の充実が求められます。

乳幼児においては、乳幼児健診等により身体、運動、精神に発達の遅れが発見された場合に、適切な支援へつなげる必要があります。

【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①健康づくりに関する意識啓発	町民の健康づくりのため、一人ひとりが自覚し、生活習慣病の予防が出来るよう、積極的に意識啓発に努めます。
②早期発見・療育体制の充実	町の健診受診率の向上を図り、糖尿病、脳血管疾患、心臓病等の疾病の予防及び早期発見、乳幼児においては、発達の遅れの早期発見、早期療育体制の充実を図ります。
③相談体制の充実	保健センターにおいて、保健師等の専門職員による、健康相談、保健指導、療育相談、親子教室を実施します。 また、県、児童相談所、療育機関、医療機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。
④精神疾患の予防 早期発見・早期治療	「こころの健康づくり」についての広報・啓発の充実を図り、精神疾患の予防に努めます。また、医療機関、保健所、町保健師と連携し相談窓口の充実を図るとともに、早期発見・早期治療の支援に努めます。

(2)医療・リハビリテーション

【現状と課題】

障がい者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障害の軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するためには不可欠です。また、定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障害に伴う二次障害の予防に対応する為にも、障がい者の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。

【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①医療制度の周知	自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)や重度心身障害者医療費助成等の、医療費の軽減制度の周知を図り、障がいのある人が医療を受けやすい体制づくりに努めます。
②かかりつけ医の推進	身近な地域において、定期的な医学管理が行えるようかかりつけ医を持つことを推進します。
③リハビリテーション体制の周知	症状や状態に応じた治療や実態にあったリハビリテーションが受けられるよう、リハビリテーション体制の周知を図ります。また、医療機関から障害福祉サービスへのスムーズな移行が出来るよう体制の整備を進めます。
④医療・リハビリに関する相談体制の充実	医療機関及び保健師等の専門職員と連携し、障がい者医療やリハビリに関する相談の充実を図ります。

(3)精神保健福祉施策の充実

【現状と課題】

近年、社会環境の複雑化や多様化のため、ストレス等心の健康を損なう要因が多く存在しています。統合失調症やうつ病などは、だれもがかかりうる病気であり、早期発見・早期治療が可能であるにもかかわらず、本人や周囲の者から気づかれにくく、その対策の必要性が指摘されています。

また、障害者総合支援法においては、入院中の精神に障がいのある人の地域生活への移行に対する取り組みが盛り込まれており、今後は、施設に入所している障がいのある人が地域で生活することが多くなると考えられます。地域における障がいのある人やその家族に対する支援体制の整備はもちろんのこと、障害や障がいのある人に対する周囲の理解と協力が得られるよう啓発を行っていく必要があります。

【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①精神保健福祉施策	身近な専門的相談窓口として、障害者総合支援法に基づく相談支援事業を実施し、障がいのある人の日常生活上の相談対応や情報提供、福祉サービスの利用援助等を行います。
②保健・医療・福祉の連携	障がいのある人や家族のニーズを的確に把握し、早期に適切なサービスが受けられるような保健・医療・福祉が連携したサービスの充実を図ります。

基本方針 4 障害教育と社会参加の推進

障害の多様化に対応した教育の充実や、子どもや保護者に対して乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育、育成支援を一人ひとりのニーズに応じて推進します。

また、働くことにより生活をささえ、社会参加や自己実現をめざすための自立と生きがいを得るため、障害の特性に応じた就労支援の促進を図ります。

(1)療育体制・就学指導体制の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもが、適切な支援を受けることができるよう教育支援体制の確立が重要となります。そのためには、出来るだけ早期に障害を発見し、必要な治療及び一人ひとりの適正等を考慮した療育・教育など、必要な支援を行うことが不可欠です。

また、地域で必要な療育・教育が受けられるよう、医療機関、行政機関、障害福祉サービス事業所、保育所等が一体となり連携を密にして、障がい児個々の状況に応じた適切な療育・教育・指導が行われるよう努める必要があります。

【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①療育相談、教育相談、就学指導体制の充実	日常的な療育・教育相談の充実を図り多様な相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を推進する観点から、適切な就学指導に努めます。 また、障がい児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、出来る限り早い時期に相談を受けられるよう、保健衛生課や保育所等との連携を強化し相談体制の充実を図ります。
②学校における相談体制の充実	学校においては、障がい児担当の教員を配置するとともに、担当教員を中心として、障がい児及び保護者からの相談に応じ、学校生活の充実を図ります。
③インクルーシブ教育システムの構築	障がいのある子ども一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、医療機関や特別支援学校等の専門機関と連携し、多様な教育相談に対応できる体制を整え、十分な情報提供のもと、本人・保護者の意見を最大限に尊重しながら、適切な教育支援を行います。

(2)生涯活動、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動

【現状と課題】

障がい者がスポーツ・レクリエーション及び文化活動に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある充実した生活を送るうえで大変重要です。障がい者の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障がい者に対する理解を得る機会としても極めて重要です。

障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションや文化活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がい者が参加しやすい環境を整えるとともに、障がい者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

【具体的な取組】

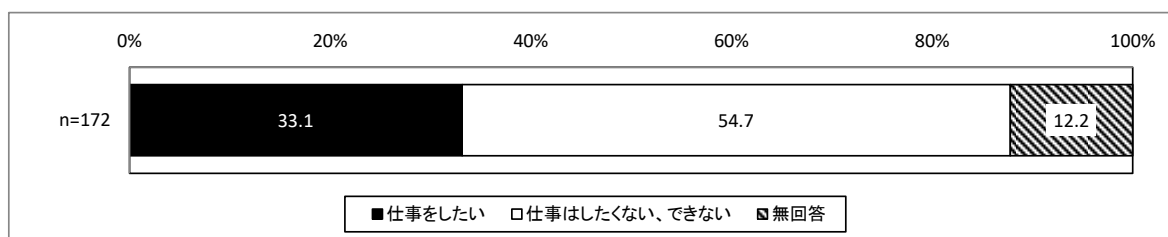
施策項目	取組内容
①スポーツ・レクリエーション活動の支援	障がい者がスポーツに親しむ機会を提供する団体の支援を図るとともに、「上十三障がい者スポーツ大会」「青森県障がい者スポーツ大会」など、障がい者団体が実施するスポーツ大会の支援をします。
②文化活動の支援	町のイベントを活用した発表会や展示会など、障がい者による文化・芸術活動を支援するとともに、発表の場の確保に努めます。
③障がい者スポーツ、施設の整備推進	障がい者の文化・スポーツ活動推進のため、障がい者の利用に配慮した施設の整備を推進します。

(3)就労の場の確保

【現状と課題】

アンケート調査において、『今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか』と尋ねたところ 33.1%の人が「仕事をしたい」と回答しました。こうしたことから、障がい者が働きたいという意欲をもっているにも関わらず、就労や福祉的就労につながっていないと推測されます。また、障がい者の就労環境は依然として厳しい状況にあり、受け入れる企業が少ないのが現状です。今後は、就労したい障がい者と障がい者を雇用する企業の開拓やマッチングが重要になると考えられ、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携を図り、支援体制の強化が求められます。

【今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか】



【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①障がい者就業・生活支援センター等各機関との連携	障がい者就業・生活支援センターやハローワークと連携し、障がい者個々の能力及び希望に応じた就労の支援を行います。 また、一般就労が困難な障がい者については、福祉的就労へつなげるとともに、日中活動の場の確保に努めます。

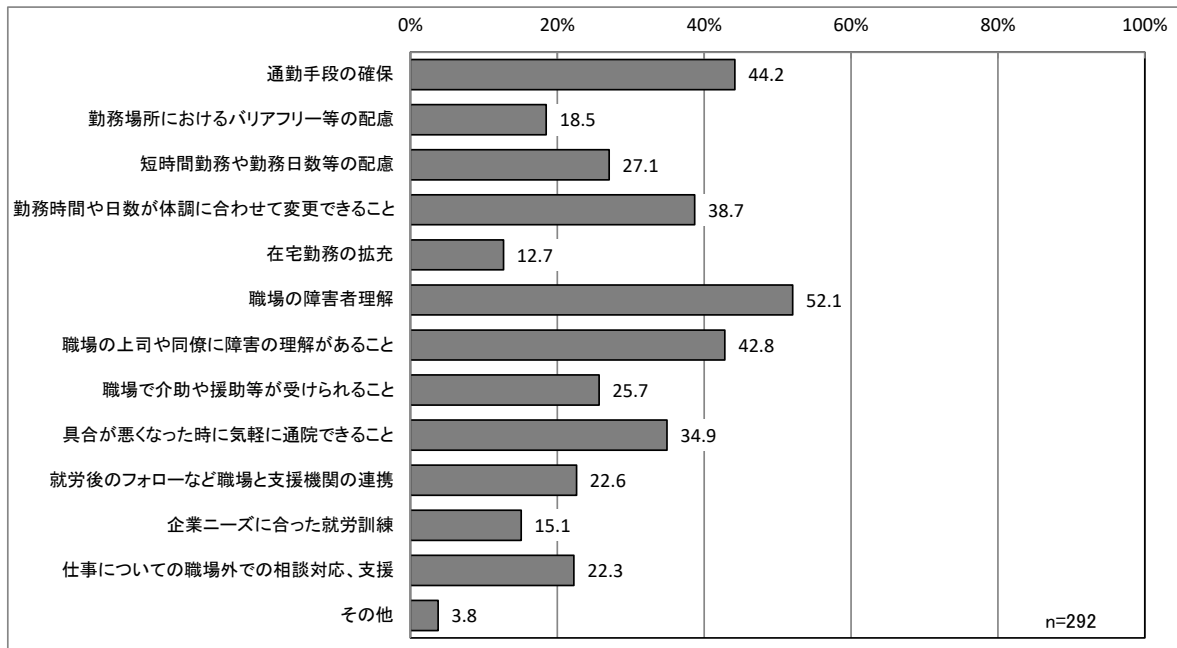
(4)障がい者の就労環境の改善と定着支援

【現状と課題】

障がいのある人が仕事を通じて自立することは、社会参加の中で最も重要な事項の一つであり、障がいのある人がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就けるようにすることが必要です。

アンケート調査において、『障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか』と尋ねたところ、「職場の障害者理解」が 52.1%、「通勤手段の確保」44.2%、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 42.8%と多くなっています。

【障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか】



「障害者の雇用の促進等に関する法律」等の関連法に基づき、働く障がい者、働くことを希望する障がい者を支援し、障がいの程度や種別に応じた総合的な支援が必要であることから、障害者総合支援法の就労移行支援事業をはじめとした各種制度を活用しながら、地域での障がい者雇用を一層強化していくことが求められます。

【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①職場における障がい者理解の啓発	障がい者が就労先で、偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働けるよう、障がい者理解の啓発に努めます。
②ジョブコーチ制度の活用	障がい者が職場に適応できるよう、職場に出向いて直接支援を行うジョブコーチによる支援を促進します。
③就労移行支援等の推進	障害者総合支援法に基づくサービスで、就労移行支援事業（一般就労を希望する障がい者への訓練）、就労定着支援事業の支援及び利用促進を図ります。

基本方針 5 暮らしやすい生活環境づくり

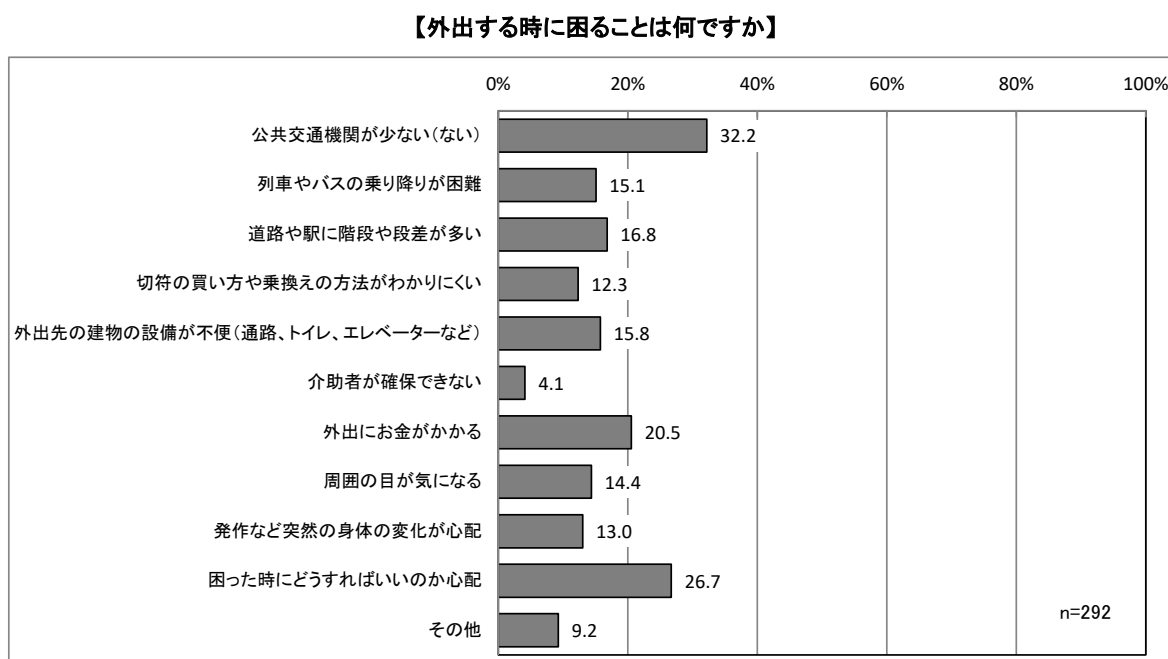
誰もが快適で暮らしやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備に努めます。このため、障がい者等すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進します。また、障がい者等に配慮した地域ぐるみの防災、防犯対策を推進します。

(1) 公共施設等のバリアフリー化の推進

【現状と課題】

国では、平成 18 年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を施行しました。これは公共交通機関や公共施設などを一体的にバリアフリー化の整備を行うことを目的とし、高齢者や障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性の向上を図るものです。

アンケート調査において、『外出時に困ることは何ですか』と尋ねたところ、「道路や駅に段差が多い」が 16.8%、「外出先の建物の設備が不便」が 15.8%と、環境上の障壁が存在していることが分かります。



障がいのある人や高齢者が自立生活確立し、社会経済活動への参加を促進していくためには、道路や公共施設等における物理的な障がいの除去等、誰もが住みよいまちづくりをめざしたバリアフリーの考えに基づいた生活空間の整備を推進することが重要です。

【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①公共施設等のバリアフリー化推進	障がい者等が安全に安心して生活できるよう、公共施設の改修、整備を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。
②住宅改修の促進	障がい者の在宅生活が可能となるよう、段差の解消や手すりの取り付けなどに係る改修に住宅改修費助成を実施します。(障がい部位による限定有)

(2)移動・交通手段の充実

【現状と課題】

前掲のアンケート調査において、『外出時に困ることは何ですか』と尋ねたところ、「公共交通機関が少ない(ない)」を選択した人が32.2%と最も多い結果となりました。

障がい者にとって、移動手段を確保することはとても重要で、日常生活の行動範囲が広がることはもちろんですが、積極的な社会参加にもつながります。

そのため、障がい者や高齢者が安心して利用のできる交通機関の推進が必要です。さらに、外出支援として、個々のニーズに応じて、障害者総合支援法による「同行援護、行動援護、通院等介助」や、地域生活支援事業による「移動支援事業」を提供するとともに、利用促進を図ることが重要です。

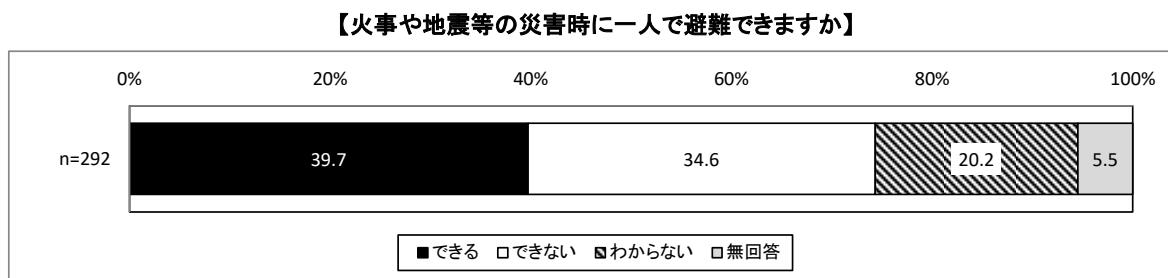
【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①町民バスの充実	町民バスの運行等について、より一層の利便性を図り移動手段の充実に努めます。
②外出支援の充実	外出支援のため、同行援護、行動援護、通院介助、移動支援事業等の充実を図ります。
③自動車の利用支援	自動車による外出及び社会参加を促進するため、自動車運転免許取得・自動車改造費助成制度の利用促進を図ります。

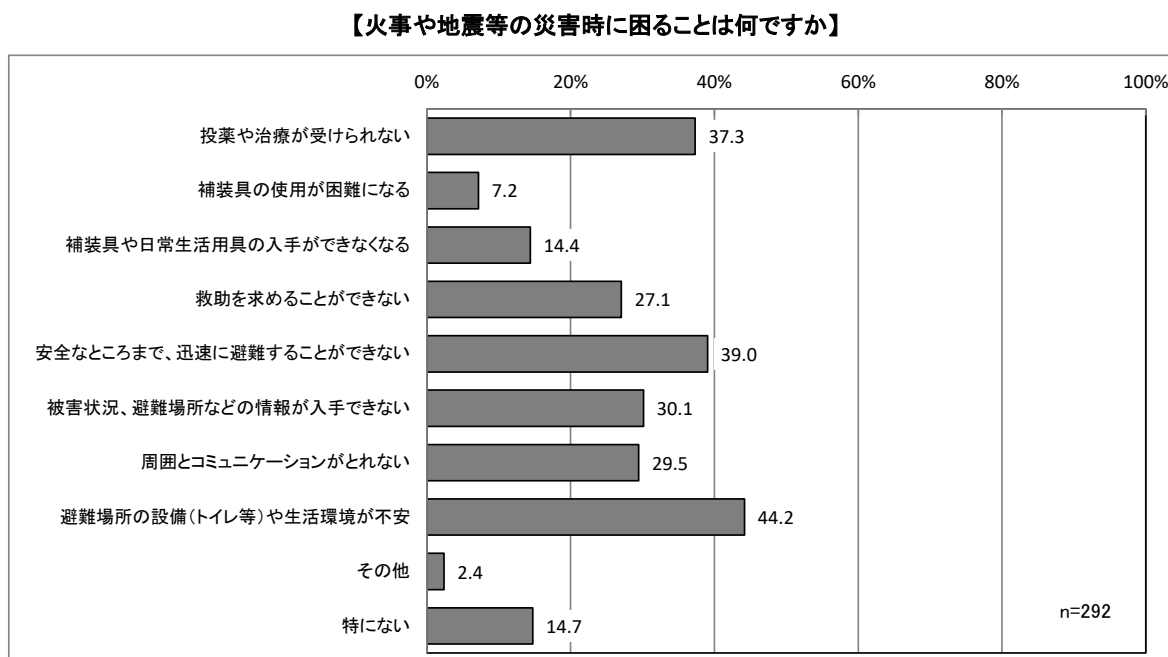
(2)防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

アンケート調査において、『火事や地震等の災害時に一人で避難できますか』と尋ねたところ、「できる」が 39.7%、「できない」が 34.6%、「わからない」が 20.2%となっています。また、「（できない」、「わからない）」の合計では 54.8%にのびります。このように、障がい者が単独で避難することが困難な状況だとうかがえます。



また、『火事や災害時に困ることは何ですか』と尋ねたところ、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 44.2%で最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」39.0%、「投薬や治療が受けられない」37.3%の順となりました。



障がい者が地域で安心して生活するためには、災害時において情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被災の影響を最小限にとどめることが大切です。町では、平成 26 年 5 月に、障がい者支援施設 2 箇所。介護保険施設 2 箇所と福祉避難所の協定を締結し、通常の避難所では生活に支障があると認められる方の受入れ先を確保しています。

今後は、町内会組織や民生・児童委員または障がい者支援施設等と連携強化を図り、防災ネットワークづくりを推進していくことが重要となります。避難場所、避難経路について、今後より一層の周知徹底を図るとともに、各施設においても日ごろから防災訓練の実施や避難経路の周知を図る必要があります。

また、近年、障がい者等を対象とした消費者被害や犯罪が増加しており、地域ぐるみで防犯対策を強化することが求められます。今後は、防犯意識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進していくことが重要です。

【具体的な取組】

施策項目	取組内容
①災害の知識及び対処法についての広報・啓発	避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について、町広報誌やホームページを活用し広報・啓発を推進します。
②災害時要援護者への支援体制の整備	災害時に的確な避難及び避難所における生活支援等の対応ができるよう、その体制づくりと災害時マニュアルの整備を推進します。
③緊急通報体制の整備、充実	障がい者やその家族が緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう、緊急通報・連絡体制の整備・充実に努めます。
④避難場所の確保	災害時に避難所となる公共施設等のバリアフリー化を推進し、障がい者の避難生活にも支障がない避難場所を確保します。
⑤防犯対策の充実	障がい者の犯罪被害防止のために、防犯意識の高揚を図り、安全なまちづくりに努めます。 また、障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、パンフレット等により情報提供に努めます。

第 5 章 障害福祉計画及び 障害児福祉計画

第5章 障害福祉計画及び障害児福祉計画

1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の成果目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

当該目標値の設定に当たっては、国の指針に基づき、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これらに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とします。

項 目	数 値	考 え 方
【実績】施設入所者数	53 人	令和元年度末時点の施設入所者数
【見込み】施設入所者	52 人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者数 ※1	3 人	令和5年度末時点の施設入所からグループホーム等への移行見込み
【目標】削減見込人数 ※2	1 人	令和5年度末までの削減見込人数

※1 地域生活移行者数とは、施設入所者が施設を退所し、グループホームや自宅へ移行した者の数を指します。

※2 削減見込人数は、令和2年～5年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数を指します。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者を地域で支える環境の整備として、保健・医療・福祉関係者による協議の場については、町自立支援協議会の作業部会(サブ協議会)を引き続き協議の場として利用します。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、県計画に基づき、令和5年度末の地域移行に伴う基盤整備料(利用者数)を7人(うち65歳以上4人、65歳未満3人)と設定します。

項 目	数 値	考 え 方
【目標】地域移行に伴う 基盤整備量(利用者数)	7 人	令和5年度末地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)
【目標】うち 65 歳 以上	4 人	介護保険事業計画内での見込み
【目標】うち 65 歳 未 満	3 人	自立訓練(生活訓練)2人 自立生活援助 1人

(3)地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応することができるよう、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた拠点等が必要です。

具体的には、①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える、②体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障がい者等の地域での生活を支援するための拠点づくりの整備が必要になります。

地域生活支援拠点等については、令和5年度末までに機能に応じて単独・圏域を組み合わせでの設置を行い、その機能充実のため年1回の運用状況を検証及び検討することを目指します。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者数を、令和元年度の移行実績の1.27倍以上を目標とします。

項 目	数 値	考 え 方
【実績】一般就労移行者数	1 人	令和元年度実績
【目標】一般就労移行者数	2 人	令和5年度目標: 令和元年度実績の 1.27 倍以上

②就労定着支援事業の利用率

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

③就労定着支援の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターに関しては、市町村単独での設置は困難なため、圏域内での設置を検討します。

また、保育所等訪問支援を利用できる体制に関しては、圏域内の支援を利用できる事業所での対応を行います。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるための主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に関しては、圏域内の支援を利用できる事業所での対応を行います

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場に関しては、令和3年度内に圏域での設置を行います。コーディネーターについては、令和5年度末までに圏域内での配置を目指すと共に、町単独でも1名の配置を検討します。

(6)相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化(地域の相談支援事業者に対する専門的な指導や助言、人材育成等)を実施する体制の確保を基本としています。

これらの取組を実施するに当たっては、町地域自立支援協議会及びその作業部会を利用し、相談支援体制の充実・強化と、新興感染症にも適切に対応できる各種機関との連携体制の構築を目指します。

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのためにも県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修へ参加し、障害者総合支援法の具体的な内容の理解に努めます。また自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取り組みを行います。

2 障害福祉サービス等の推進

障害福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 訪問系サービス

障がいのある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の各サービス)の提供体制の充実と質の向上を図ります。

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等)を包括的に提供します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	利用者数(人)	18	18	18	19	18	17
	利用時間 (時間/月)	550	478	550	477	550	437

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	利用者数(人)	18	18	18
	利用時間 (時間/月)	465	465	465

第5期計画においては、概ね計画通りの実績となりました。第6期計画では、ニーズ調査による訪問系サービスの利用意向が高いことから、令和2年度末より1名の増加を見込みます。

(2) 日中活動系サービス

地域生活を送るうえで希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護)及び短期入所事業を充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作的活動または生産活動等の機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援(A型)	雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

①生活介護

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	利用者数(人)	62	57	62	61	62	65
	利用量(人日/月)	1,240	1,099	1,240	1,194	1,240	1,179

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数(人)	67	67	67
	利用量(人日/月)	1,270	1,270	1,270

現在、在宅(通所)での生活介護の利用者が増加傾向にあることから、令和2年度末より 2 名の増加を見込みます。

②自立訓練

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	5	10	5	4	5	5
	利用量(人日/月)	65	199	65	90	65	94

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	7	7	7
	利用量(人日/月)	140	140	140

自立訓練(機能訓練)に関しては、支給実績が無く、事業所が付近に無いことから、見込んでいません。

自立訓練(生活訓練)に関しては、平成 29 年度より町内に事業所が新設されたため、一時的に利用者の増加がみられましたがその後は一定の利用に落ち着いています。しかし、成果目標「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の中で精神科病院長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案し、令和3年度以降の推計値は令和2年度末より2名の増加を見込みます。

③就労移行支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
就労移行支援	利用者数(人)	10	3	11	1	12	1
	利用量(人日/月)	180	29	198	8	216	14

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用者数(人)	2	2	2
	利用量(人日/月)	20	20	20

平成 29 年度より町内に事業所が新設されましたが、利用者数は減少傾向にあります。しかし、ニーズ調査による就労移行支援の利用意向が高いことから、令和3年度以降の推計値は令和2年度末より1名の増加を見込みます。

④就労継続支援A型

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
就労継続支援(A 型)	利用者数(人)	15	13	15	14	15	14
	利用量(人日/月)	300	271	300	285	300	278

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(A 型)	利用者数(人)	15	15	15
	利用量(人日/月)	305	305	305

前回計画では概ね計画通りの推移となりました。

第6期計画では、ニーズ調査による就労継続支援の利用意向が高いことから、令和2年度末より1名の増加を見込みます。

⑤就労継続支援B型

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	63	62	63	61	63	60
	利用量(人日/月)	1,260	1,229	1,260	1,243	1,260	1,076

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	61	61	61
	利用量(人日/月)	1,185	1,185	1,185

前回計画では概ね計画通りの推移となりました。

第6期計画では、ニーズ調査による就労継続支援の利用意向が高いことから、令和2年度末より1名の増加を見込みます。

⑥就労定着支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
就労定着支援	利用者数(人)	1	0	1	0	1	1

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用者数(人)	1	1	1

成果目標として就労移行支援利用者の 7 割が就労定着支援を利用することを目標としていることから、本サービスの推計値は1名と見込みます。

⑦療養介護

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
療養介護	利用者数(人)	3	3	3	2	3	2

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数(人)	3	3	3

前回計画では概ね計画通りの推移となりました。

第6期計画では、ニーズ調査による療養介護の利用意向が高い事から、令和2年度末より1名の増加を見込みます。

⑧短期入所

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
短期入所(福祉型)	利用者数(人)	3	5	3	4	3	4
	利用量(人日/月)	15	34	15	45	15	28
短期入所(医療型)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(福祉型)	利用者数(人)	5	5	5
	利用量(人日/月)	40	40	40
短期入所(医療型)	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0

短期入所(福祉型)に関しては、前回計画では概ね計画通りの推移となりました。

第6期計画では、ニーズ調査による短期入所の利用意向が高い事から、令和2年度末より1名の増加を見込みます。

短期入所(医療型)に関しては、支給実績が無く、事業所が近隣に無いことから、見込んでいません。

(3)居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

①自立生活援助

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	利用者数(人)	1	0	1	0	1	0

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助 (精神障がい者を含む)	利用者数(人)	1	1	1
精神障がい者の自立生活援助	利用者数(人)	1	1	1

自立生活援助に関しては、支給実績が無く、事業所が近隣に無いが、成果目標「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の中で精神科病院長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案し、令和3年度以降の推計値は1名と見込みます。

②共同生活援助

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
共同生活援助	利用者数(人)	30	30	30	28	30	28

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (精神障がい者を含む)	利用者数(人)	29	29	29
精神障がい者の共同生活援助	利用者数(人)	9	9	8

共同生活援助に関しては、前回計画では概ね計画通りの推移となりました。

第6期計画では、ニーズ調査による共同生活援助の利用意向が高いことから、令和2年度末より1名の増加を見込みます。

精神障がい者の共同生活援助に関しては、地域移行(自宅やアパートでの自立した生活)を進める観点から令和5年度の推計値は1名減を見込みます。

③施設入所支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
施設入所支援	利用者数(人)	56	52	56	53	55	53

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	利用者数(人)	53	53	52

第6期計画では国の基本方針「令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これらに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。」を踏まえて地域の実情を勘案し、令和5年度末に52人と見込みます。

(4)相談支援

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための、障害福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
計画相談支援	サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

①計画相談支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	実利用者数(人)	180	159	180	156	180	160
	各年度末の利用人数(人/月)	13	25	14	26	15	25

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数(人)	165	165	165
	各年度末の利用人数(人/月)	26	27	28

各年度の実利用者数は、第5期計画よりも20名程度少なく推移しましたが、年度末の利用人数は、平成 30 年度からのモニタリング標準期間の見直しにより、10名程度多く推移しています。

実利用者数については、毎年の新規利用者とサービス終了者の状況を踏まえ、令和2年度より5名の増加を見込みます。また、年度末の利用人数については、今後もモニタリング標準期間が順次見直しされるため、令和2年度より毎年1名ずつの増加を見込みます。

②地域移行支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域移行支援	利用者数(人)	1	0	1	0	1	0

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援 (精神障がい者を含む)	利用者数(人)	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	利用者数(人)	1	1	1

第5期計画期間においては利用実績がありませんでしたが、地域移行を進める観点から令和3年度以降の推計値は毎年1名を見込みます。

③地域定着支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域定着支援	利用者数(人)	1	0	1	0	1	0

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援 (精神障がい者を含む)	利用者数(人)	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	利用者数(人)	1	1	1

第5期計画期間においては利用実績がありませんでしたが、地域移行を進める観点から令和3年度以降の推計値は毎年1名を見込みます。

3 障がい児支援の推進

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「東北町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

(1)障がい児通所支援

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

①児童発達支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	利用者数(人)	4	4	4	7	4	7
	利用量(人日/月)	48	50	48	112	48	128

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数(人)	8	9	10
	利用量(人日/月)	128	144	160

利用者が増加傾向にあるため、令和3年度以降の推計値は令和2年度より毎年 1 名ずつの増加を見込みます。

②医療型児童発達支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
医療型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	1
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	2

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	利用者数(人)	1	1	1
	利用量(人日/月)	4	4	4

令和2年度に 1 名の新規利用者がありましたが、近隣に事業所も無く、支給決定の対象者も少数であるため、令和3年度以降の推計値は毎年 1 名を見込みます。

③放課後等デイサービス

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
放課後等デイサービス	利用者数(人)	13	19	13	24	13	27
	利用量(人日/月)	200	263	200	321	200	333

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	利用者数(人)	30	33	36
	利用量(人日/月)	390	429	428

利用者が増加傾向にあるため、令和3年度以降の推計値は令和2年度より毎年 3 名ずつの増加を見込みます。

④居宅訪問型児童発達支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	1	0	1	0	1	0
	利用量(人日/月)	5	0	5	0	5	0

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	1	1	1
	利用量(人日/月)	5	5	5

近隣に事業所はありませんが、児童発達支援の状況を踏まえて令和3年度以降の推計値は毎年 1 名を見込みます。

⑤保育所等訪問支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
保育所等訪問支援	利用者数(人)	2	0	2	0	2	0
	利用量(人日/月)	10	0	10	0	10	0

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用者数(人)	1	1	1
	利用量(人日/月)	10	10	10

近隣に事業所はあるものの、支給決定の対象者も少数であることから令和3年度以降の推計値は毎年 1 名を見込みます。

(2)障がい児相談支援

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
障がい児相談支援	障がい児支援利用援助は障がい児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。 継続障がい児支援利用援助は障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。

①障がい児相談支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
障がい児相談支援	実利用者数(人)	16	8	16	14	16	16
	各年度末の利用人数(人/月)	3	4	4	3	5	2

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	実利用者数(人)	17	18	19
	各年度末の利用人数(人/月)	3	4	5

全体的に障害児通所支援の利用者数が増加傾向にあることから、令和3年度以降の推計値は令和2年度より毎年1名ずつの増加を見込みます。

(3)医療的ケア児支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数 (人)	1	0	1	0	1	0

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数 (人)	1	1	1

医療的ケアを必要とする児童は現在いないものの、1名を設置し必要な体制の整備を行います。

4 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものです。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	無

町内の障害者団体や障害福祉サービス事業所と連携し、啓発活動の充実を図ります。また、町民を対象とし障がいのある方に対する理解を深めるためのイベント等を計画期間内に1回実施することを検討します。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無

具体的な支給実績がないことから、見込みは無しとしていますが、利用者があれば補助を行います。

(3) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	実施見込箇所数	3	3	3

各種障害種別に応じた対応が出来るよう、これまでと同様に3箇所を実施します。また、今後も各相談支援事業所と連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。

②基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無

現状の体制で対応可能であるため、町単独での基幹相談支援センターの設置は行いませんが、今後の状況に応じて圏域での設置について検討していきます。

③住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

第6期計画中の見込は無しとしますが、ニーズ等を踏まえて実施の検討を行います。

(4)成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用している、又は利用しようとする知的障がいのある方と精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

なお、必要に応じ、首長申立による支援を行います。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者見込数	1	1	1

障害者家族の高齢化が進んでいることから、今後利用者が増加することを想定し、1 名を見込みます。

(5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施見込箇所数	0	0	0
	実利用者見込数	0	0	0

第6期計画中的見込は無しとしますが、ニーズ等を踏まえて実施の検討を行います。

(6)意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者見込数	2	2	2
手話通訳者設置事業	実施見込箇所数	0	0	0

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、対象者に事業の周知をするとともに、社団法人青森県ろうあ協会への委託により、派遣事業を行います。年間を通じて利用者があり、今後も継続します。

手話通訳者設置事業については、利用人数が少なく、町単独での設置は困難であることから、見込んでいません。

(7)日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がい児を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件数	1	1	1
自立生活支援用具	件数	2	2	2
在宅療養等支援用具	件数	2	2	2
情報・意志疎通支援用具	件数	2	2	2
排泄管理支援用具	件数	370	395	420
居宅生活動作補助用具	件数	1	1	1

介護・訓練支援用具は、過去3年間の支給実績が増加していることから、1名を見込みます。

自立生活支援用具は、過去3年間の支給実績が増加していることから、2名を見込みます。

在宅療養等支援用具は、過去3年間の支給実績増加及び難病者への支給により、2名を見込みます。

情報・意志疎通支援用具は、過去3年間の支給実績が増加していることから、2名を見込みます。

排泄管理支援用具は、年間2名程度の増加を見込みます。

居宅生活動作補助用具は、例年1名の実績があることから、1名を見込みます。

(8)手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい等のある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員養成研修を行います。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	登録見込者数	0	0	0

利用人数が少なく町単独での設置は困難なことから、見込んでいません。

(9)移動支援事業

外出時に支援が必要と認めた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者	7	7	6
	延べ利用時間	160	150	140

令和2年度より事業所が1箇所へ減少したため、利用者数も減少すると見込みます。

(10)地域活動支援センター事業

障がいのある方に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【第6期計画の見込】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
地域活動支援センター (自市町村分)	実施箇所数	1	1	1
	実利用者	20	20	20
地域活動支援センター (他市町村分)	実施箇所数	1	1	1
	実利用者	140	140	140

今後も委託事業所との連携を図り、事業の充実に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進を図るために、庁内の各部署（福祉、保健、医療、教育等）、障害者団体、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所、医療機関などがそれぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

当町のみでの実施が難しい事業については、県及び近隣市町村、町外障害福祉サービス事業所等と連携し対応していきます。

また、東北町地域自立支援協議会では、課題の整理や具体策の協議などを実施し、当事者、家族団体、障害福祉サービス事業所との情報交換による情報共有や協力を求めながら計画の推進を図ります。

2 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

障がいのある方が安心して生活を営むことができるよう各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけではなく、専門職の確保が重要となります。町における人材の確保、職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質向上が図られるよう、情報交換、協力・支援を行う等連携し、取り組んでいきます。

(2) 職員等の資質向上

複雑・多様化しつつある障がい者ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じ、行政職員の障がいのある方への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

3 計画の評価・管理

東北町地域自立支援協議会において、本計画の推進上の問題点の協議及び毎年度の事業実績等を基に、障害福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をPDCAのサイクルの考え方に基づき本計画の円滑な運用を図ります

○「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(PLAN)」「実行(DO)」「評価(CHECK)」「改善(ACT)」のプロセスを順に実施していくものです。

【PDCAサイクルのプロセス】

